

笠間市地域防災計画（風水害対策計画編、地震対策計画編）へのご意見要旨と対応について

笠間市

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
1	<p>地域防災組織の区域割り、避難所の設置や必需品の備蓄場所などは、市全体を見通した枠組みのなかで決め、その細部はそれぞれの地域が実情に合った独自の計画を立て、その運用にあたるべきだと思います。</p>	<p>防災計画は、笠間市が様々な災害に対応する防災に関する計画を定めたものです。ご意見の「地域の実情に応じた計画」ですが、地域で設立する自主防災組織の運営は、地域の実情に応じ、設立した組織ごとに、自分たちが地域でできる災害対応をお願いしています。</p> <p>P51 第9節 火災予防計画の1（3）に記載しています。</p> <p>P58 第12節 防災組織等の活動体制整備計画の1（1）に記載しています。</p> <p>P309 第2 消防活動、救助・緊急活動への備えの6に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
2	<p>防災無線によるお知らせが通じない高齢者、また通じても動けない障害者などに支援物資が平等にいき渡るような組織づくりを自治会（区）単位で行う必要があると思います。</p> <p>①近隣住民が災害弱者の把握をしておくことが支援に結びつく第1歩である。要支援者は多くの場合民生委員が把握しているが、地域との交流を持たず日常は支援を必要としない人の情報は得にくい。</p> <p>②周知の方法を含めて工夫が必要だが実際に機能するシステムづくりが求められている。自己申告を含めて災害時の支援を求める人の実態を把握する。</p> <p>③民生委員だけではこれらの人を支えきれないのは明らかで、近隣住民の支援が必要である。要支援者それぞれに対して係わる人を決めて日頃からの交流を持つなどの支援システムを作っておく。地域ケアチームの充実に加えて災害時ケアチームをつくる。</p>	<p>災害時における要援護者への支援につきましては、防災行政無線によるお知らせが通じない高齢者、また通じても動けない障害者などにも配慮した災害時要援護者避難支援プラン個別計画を策定してまいります。</p> <p>具体的な3点の提案につきましては、関係機関との連携を図り災害時要援護者避難支援プラン個別計画を策定する際や、災害時要援護者が迅速に避難できる情報伝達体制を構築する際に活用してまいります。</p> <p>P58 第12節 防災組織等の活動体制整備計画の1（1）に記載しています。</p> <p>P64 第13節 災害時要援護者支援計画の3に記載しています。</p> <p>P317 第5 災害時要援護者安全確保のための備えの3に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
3	<p>自主防災組織は、アパートや貸家に住んでいる自治会（区）の未加入者は、組織づくりからはずれてしまうので、自己申告によ</p>	<p>自主防災組織の該当者は、地区内に居住する全ての市民が対象になります。</p>	<p>修正はありません。</p>

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
	<p>って災害時に近隣住民の支援を受けられるようにするとともに、アパートの管理人や貸家の持ち主などに働きかけ、地域防災組織が全ての市民を対象にしたものになるよう工夫と努力が必要だと思えます。</p> <p>①市内には、古くから住んでお互いに強いつながりをもつ地域がある一方、地域との関わりの少ない人が多く住む地域もある。災害を体験して、何よりも近隣の人がお互いに信頼し合い助け合うことが大切であることが指摘されている。地域の実態に沿った計画をつくることが求められる。</p> <p>②地域の関わりを深めるために、クリーン作戦の折などに話し合う時間を持ったり、地域の交流会を持ち、楽しみながら模擬体験をしてみるなどの工夫が必要である。</p> <p>③地域防災組織を持ち実体験をしたことは、実際に大きな成果となって現れたといわれている。自分たちの手で作った計画に沿った模擬体験をみんなが共有しておくことが大切である。生活環境の変化を考慮して期間を定めて計画の見直しをすることも求められる。</p>	<p>自主防災組織設立の際や活動計画を地域で立案する中で、防災意識の向上を図るとともに防災訓練を推進してまいります。</p> <p>具体的な3点の提案につきましては、自主防災組織の設立推進時に近隣住民のコミュニティ活動の重要性を説明する際に活用してまいります。</p> <p>P51 第9節 火災予防計画の1(3)に記載しています。</p> <p>P58 第12節 防災組織等の活動体制整備計画の1(1)に記載しています。</p> <p>P309 第2 消防活動、救助・緊急活動への備えの3に記載しています。</p>	<p>計画の修正</p>
4	<p>災害を体験して、日頃から知っておくべきことや備えが必要なものがたくさんあることに気づいた。行政と市民がそれらの情報を共有して対策をあらかじめ整えておくことが必要になると思う。</p> <p>①地域防災組織の整備を受けて、市民も企業も参加して新しい笠間市危機管理システムをつくってはどうか。</p> <p>②地域で積極的に災害対策行動を行える人材の育成のための啓発をしてはどうか。</p> <p>③避難所での支援活動など、災害に即対応できるボランティアの利活用のためのシステムを整備してはどうか。</p> <p>④他機関から依頼を受けた避難所の運営は、依頼者側と市の協議</p>	<p>企業等の防災対策は、災害時に防災対策の連携を図り対応してまいります。</p> <p>①企業との連携や役割分担を踏まえ、備蓄食糧、帰宅困難者対策に努めてまいります。</p> <p>②人材の育成につきましては、防災士、地域防災協力員の活用や自主防災組織のリーダーの養成に努めてまいります。</p> <p>③ご意見の内容と同様の計画としていきますので、災害に即応できるようボランティア活動を支援してまいります。</p> <p>④ご意見のとおり、帰宅困難者等を避難所に受け入れる際は、依頼者と市で協議をして受け入れる体制を構築してまいります。</p> <p>P58 第12節 防災組織等の活動体制整備計画の1及び2に</p>	<p>修正はありません。</p>

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
	<p>を通して弾力的な運用ができる体制にする。</p>	<p>記載しています。</p> <p>P357 第3 ボランティア活動の支援に記載しています。</p> <p>P366 第8 帰宅困難者対策の1及び2(2)に記載しています。</p>	<p>計画の修正</p>
5	<p>自分の住む場所や家族の生活の場の地震や水害などの災害に対する危険度を知るため、専門家によってハザードマップを作成し、各戸に配布すべきではないか。</p> <p>また、地域で作成した「地域防災マップ」を地域の家庭に配布してはどうか。</p>	<p>がけ崩れや洪水等の影響が心配される地区に、それぞれのハザードマップを作成し配布しています。</p> <p>今後も区域の見直しが行われた際には、市民への周知や広報に努めてまいります。</p> <p>また、ご意見の地域防災マップは、自主防災組織が設立されている地域で作成し各家庭に配布されております。</p> <p>P18 第2 水防法に基づく洪水対策の1(2)に記載しています。</p> <p>P303 第5 地盤災害防止対策の推進の3(2)に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
6	<p>行政と地域防災組織の拠点、学校と家庭、各医療機関などを繋ぐための複数のシステムをつくり、緊急時に即時対応ができるようにする必要があると思う。</p> <p>地域防災組織内での情報伝達の方法も定期的な確認作業をしこれを周知する。また、災害時に災害対策本部と避難所や物資の補給ルート間の情報伝達がスムーズに行われるよう、避難所となる施設の情報伝達システムを整備する。</p> <p>蓄電器具の装備などさまざまな技術を駆使して防災無線が停電時でも機能するような工夫が必要。</p>	<p>災害時の情報伝達については、行政と地域防災組織の拠点、学校と家庭、各医療機関などを繋ぐための複数のシステムをつくり、緊急時に即時対応ができるよう、様々な形態の連絡方法を採用するよう努めてまいります。</p> <p>また、災害時の電源確保は情報収集、広報活動等で重要であり、ご意見の非常用電源装置につきましては、計画に基づき推進してまいります。</p> <p>P47 第7節 情報通信設備等の整備計画の1に記載しています。</p> <p>P68 第14節 防災事業計画に記載しています。</p> <p>P291 第4 情報通信ネットワークの整備の1に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
7	<p>放射線、放射能についての講座の開設や関連情報の発信により市民の理解を深める。ガイガーカウンターなどの測定器を市役所、</p>	<p>笠間市では、原子力アドバイザーによる相談会を開催するとともに、小学校、中学校等の市内43ヶ所の空間放射線量を測定し、</p>	<p>—</p>

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
	<p>学校などに配備して必要に応じて線量のチェックが出来るようにする。</p>	<p>かさめーる、ホームページ、週報で測定値を公表しています。</p> <p>また、小学校、中学校で放射線等に関する教育を実施するとともに、各学校に簡易放射線測定器を配置し、随時測定できる体制を整えています。あわせて、学校給食についても放射性物質の測定体制を整え、測定値をホームページで公表しています。</p> <p>原子力災害対策計画は、国のガイドラインに基づき、原子力災害対策計画に記載します。</p>	<p>計画の修正</p>
8	<p>現在行われている防災行政無線は非常に聞き取りにくく、特に家の中にいると何を放送しているのか解らない場合が多い。</p> <p>平時の連絡手段としては良いが、非常時には別の情報伝達方法を考えてほしい。</p>	<p>災害時の情報伝達については、東日本大震災時に防災行政無線が聞き取りにくかった状況から、様々な形態の連絡方法を採用するよう努めてまいります。</p> <p>P47 第7節 情報通信設備等の整備計画の1に記載しています。</p> <p>P331 第3 災害情報の広報の3に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
9	<p>災害時にさまざまな情報がある中で、市民が今知りたい情報と、行政側が提供する情報にアンマッチがあったのでは、せっかくの情報が活かされません。被災者（市民）が、なにが知りたいのか、行政として情報収集が不可欠です。災害発生時の情報収集方法は、どのような手段・方法で整備されているのでしょうか。</p>	<p>災害時における情報収集は、関係機関（消防庁、茨城県、マスメディア）や自ら情報を収集して対応しています。</p> <p>今後も、これらの情報収集体制を維持してまいります。</p> <p>P84 第4節災害情報の収集・伝達計画の2及び3に記載しています。</p> <p>P328 第2 災害情報の収集・伝達・報告に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
10	<p>これまでも自主防災組織はありましたが、消防団と混同している市民も多いと思います。今後はしっかりとした自主防災組織の再構築が必要だと思います。自主防災組織の普及には、地区リーダーの意識改革も必要だと思います。</p> <p>行政が計画的に教育・研修を実施する必要があると思います。</p> <p>先の震災の記憶が残っているうち実施することで皆が危機感をもって参加できるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり自主防災組織の設立やリーダーの養成を計画に定めていますので、引き続き、自主防災組織の設立の促進、防災訓練等の計画を推進してまいります。</p> <p>P58 第12節 防災組織等の活動体制整備計画の1に記載しています。</p>	<p>修正はありません。</p>
11	<p>子供たちには、先の震災で自分たちが暮らす地域で何が起こったのかを、しっかり記憶に留めて、その記憶を後世に語り継ぐこ</p>	<p>ご意見のとおり学校教育の場においても、子供たちに必要な最新の防災知識を具体的に説明する、防災教育を推進する計画とし</p>	<p>修正はありません。</p>

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
	<p>とが、笠間市防災の礎になると思います。そのため、子供達には最新の防災知識と同時に震災時に、何が困って何が必要だったのか等を具体的に教育してほしいと思います。</p>	<p>ていますので、今後も引き続き計画に基づいた防災教育や訓練を推進してまいります。</p> <p>P54 第10節 防災知識の普及計画の2に記載しています。</p> <p>P56 第11節 防災訓計画の2(3)に記載しています。</p>	
12	<p>災害時要援護者の中には、高齢者、視覚障害者、車椅子生活者の他に知的障害を持った人達も含まれます。</p> <p>今回の要援護者支援計画では知的障害者が被災された場合、又は知的障害者のご家族が被災され、知的障害者個人となった時の安否確認方法などは整備されているのでしょうか。</p>	<p>災害時における要援護者は、ご意見のとおり高齢者、視覚障害者、車椅子生活者、知的障害を持つ方も含まれますので、災害時要援護者避難支援プラン個別計画を策定し支援してまいります。</p> <p>また、要援護者に対する安否確認は、地区の民生委員との連携を今後も図ってまいります。</p> <p>P64 第13節 災害時要援護者支援計画の3に記載しています。</p> <p>P317 第5 災害時要援護者安全確保のための備えの3に記載しています。</p>	修正はありません。
13	<p>防災事業のうち、自主防災組織の結成促進及び育成、避難所、一時集結場所の整備等はすぐにできるものなので、スピーディーに対応してほしい。また、長期にわたる事業については、計画内容を十分に練り上げ内容の見直しを含めて市民が納得する事業をお願いします。</p>	<p>防災事業につきましては、必要度及び優先度を総合的に判断し計画的に整備してまいります。</p> <p>P68 第14節 防災事業計画に記載しています。</p>	修正はありません。
14	<p>拠点避難所(6箇所)の整備は良いことだと思うが、市民が最初に避難する場所は身近にある各地域の避難場所です。各地域の集会所、公民館分館の耐震補強を含めた整備が必要だと思います。また、地域の各小学校(例えば東、佐城、箱田、南)を地域避難所として整備できないのでしょうか。</p>	<p>避難所の耐震補強は市が指定する避難施設(30箇所)を優先して、計画的に実施してまいります。</p> <p>また、市内の小学校、中学校は、笠間市の避難所として全て指定しています。</p> <p>P119 第11節 避難計画の8及び別表に記載しています。</p> <p>P295 第2 建築物の不燃化・耐震化の推進の3に記載しています。</p>	修正はありません。
15	<p>大震災などの大規模災害の際には、県や近隣の市町村から早急な支援を得る事は叶わないことを前提にした本市独自で何ができるかを想定したBCPを策定し、市民に公開すべきと思う。</p>	<p>ご意見の内容と同様の計画としていますので、今後、BCP(業務継続計画)を策定して、災害時の対応を図ってまいります。</p> <p>P289 第1対策に携わる組織の整備の3に記載しています。</p>	修正はありません。

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
16	非常用電源の確保を行い、大規模災害の際、行政サービスの維持と市民のために多様な情報伝達手段の確保と整備が望まれる。	災害時の電源確保は情報収集、広報活動等で重要であり、ご意見の非常用電源装置につきましては、計画に基づき推進してまいります。 P47 第7節 情報通信設備等の整備計画の1に記載しています。 P68 第14節 防災事業計画に記載しています。 P291 第4 情報通信ネットワークの整備の1及び2に記載しています。	修正はありません。
17	市民の積極的な取り組みを支援するべく再生可能エネルギーに対する設置促進のための助成金の新設が望まれる。	地域防災計画の意見ではございませんが、市では、笠間市環境基本計画に基づき、家庭や企業における自然エネルギーの活用について、情報提供及び普及啓発に努めています。	修正はありません。
18	飯田ダムは、ダムの高さが33mあり、ダム毎に地震計を設置するよりも危険性を想定したハザードマップを作成し、迅速な避難体制を準備することが望まれる。	飯田ダムは、県の施設として県の防災計画で対策を規定しています。 P15 第1 治山治水計画の4に記載しています。 P298 土木施設の耐震化の推進の4(3)に記載しています。	修正はありません。
19	昨年の大震災時、笠間市は水戸市と比べて断水からの復旧がかなり遅れたことを踏まえて、笠間市内の上水道網の再整備が望まれる。	水道施設については、災害時も早期の給水ができるよう、現在耐震化を進めています。 P134 第14節 給水計画の5に記載しています。 P300 第4 ライフライン施設の耐震化の推進の4に記載しています。	修正はありません。
20	茨城県立の最終処分場「エコフロンティアかさま」は、県の管轄であるが、すべてが笠間市内にあり、大規模災害の際には、危険源になる可能性が高い。県の管轄施設ではあるが、長期間に亘る被害につながる可能性があり、危険性を想定したハザードマップの整備が望まれる。本市でも独自の監視体制を考慮しておくことが望ましい。	茨城県環境保全事業団で非常時を想定した危機管理マニュアルを整備しているほか、毎月、市と連携して監視委員会を開催し、管理体制の強化に努めています。	修正はありません。
21	過去の災害の時系列を見ると風水害で山崩れが発生しており、直下型の大震災でも山地災害危険区域では山崩れが発生する可能	急傾斜地危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所の地区に住する市民には、防災措置等を記載した土砂災害に係るハザード	修正はありません。

番号	ご意見等の内容	ご意見に対する考え方	計画の修正
	<p>性が高く、危険地区に住む市民の安全確保のうえからもハザードマップの作成が望まれる。</p>	<p>マップを平成21年度に作成し配布しています。 P19 第2節土砂災害防止計画の1に記載しています。 P198 第34節 土砂災害応急対策計画の2に記載しています。</p>	
22	<p>笠間市は、東海村、那珂市及び大洗町の原子力施設から30km以内に入る可能性のある地域が含まれること。また、涸沼川流域低層地帯は、雲の通り道であることなどから、原子力施設からの放射能飛散の早期観測のために放射能測定機器の設置箇所の増設が望まれる。</p>	<p>原子力災害対策計画は、国のガイドラインに基づき、原子力災害対策計画に記載します。</p>	—
23	<p>市内には、合併前から多数の橋梁が存在しているものの、大規模災害の際に使用不能になってしまうような老朽化した橋梁が見受けられる。早急な耐震性判断と耐震性の向上を急ぐ必要がある。</p>	<p>笠間市が管理する橋梁につきましては、橋梁の現況を把握して、必要な改修を実施するための長寿命化修繕計画を策定し、計画的に対応してまいります。 P298 第3 土木施設の耐震化の推進の2に記載しています。</p>	修正はありません。

